

第 489 回 島根県議会
(令和 6 年 2 月定例会)

提出議案等一覽

島 根 県

第 4 8 9 回 島 根 県 議 会 提 出 議 案 等 一 覧

R 6 . 2 . 1 4 提 案 分

区 分		議 案 名																	
		議 案 No.																	
議 案 (60件)	予 算 案 (23件)	1	令和 5 年度 島根県 宅地造成事業 会計補正予算 (第 3 号) 安来市切川地区工業用地造成に必要となる調査等のうち、早急に対応すべきものを実施するための補正 ①事業内容 予め売却先を決定した上で用地造成を行う、オーダーメイド方式による用地造成事業の実施に必要な各種調査等 ②補正額 資本的支出現計予算額 (11月補正後) 232,630千円 2月補正後予算額 382,857千円 615,487千円 ③財源 過年度分損益勘定留保資金																
		2	令和 5 年度 島根県 一般会計補正予算 (第 9 号)																
		3	令和 5 年度 島根県 流域下水道事業 会計補正予算 (第 5 号)																
		4	令和 6 年度 島根県 一般会計予算																
		5	令和 6 年度 島根県 公債管理特別会計予算 外 1 2 特別会計予算																
		1 7	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">5 公債管理</td> <td style="text-align: center;">6 証紙</td> <td style="text-align: center;">7 総務事務集中処理</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8 市町村振興資金</td> <td style="text-align: center;">9 あさひ社会復帰促進センター診療所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 0 国民健康保険</td> <td style="text-align: center;">1 1 母子父子寡婦福祉資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 2 農林漁業改善資金</td> <td style="text-align: center;">1 3 中小企業近代化資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 4 中小企業制度融資等</td> <td style="text-align: center;">1 5 中海水中貯木場</td> <td style="text-align: center;">1 6 臨港地域整備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 7 県営住宅</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	5 公債管理	6 証紙	7 総務事務集中処理	8 市町村振興資金	9 あさひ社会復帰促進センター診療所		1 0 国民健康保険	1 1 母子父子寡婦福祉資金		1 2 農林漁業改善資金	1 3 中小企業近代化資金		1 4 中小企業制度融資等	1 5 中海水中貯木場	1 6 臨港地域整備	1 7 県営住宅
5 公債管理	6 証紙	7 総務事務集中処理																	
8 市町村振興資金	9 あさひ社会復帰促進センター診療所																		
1 0 国民健康保険	1 1 母子父子寡婦福祉資金																		
1 2 農林漁業改善資金	1 3 中小企業近代化資金																		
1 4 中小企業制度融資等	1 5 中海水中貯木場	1 6 臨港地域整備																	
1 7 県営住宅																			
1 8	令和 6 年度 島根県 病院事業 会計予算 外 5 事業会計予算																		
2 3	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">1 8 病院</td> <td style="text-align: center;">1 9 電気</td> <td style="text-align: center;">2 0 工業用水道</td> <td style="text-align: center;">2 1 水道</td> <td style="text-align: center;">2 2 宅地造成</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 3 流域下水道</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 8 病院	1 9 電気	2 0 工業用水道	2 1 水道	2 2 宅地造成	2 3 流域下水道												
1 8 病院	1 9 電気	2 0 工業用水道	2 1 水道	2 2 宅地造成															
2 3 流域下水道																			

区 分	議 案 名										
	議案No.										
条例案 (31件)	24	地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の引用する条項の整理 施行日：令和6年4月1日									
	25	行政財産の使用料に関する条例等の一部を改正する条例 消費税法の改正に伴う関係条例の引用する条項の整理 施行日：公布の日 (令和5年10月1日から適用)									
	26	島根県職員定数条例の一部を改正する条例 令和12年に開催を予定している国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の開催並びに教員不足に対応する教育委員会の事務部局の体制の充実を図るための職員定数の改正 ・知事の事務部局の一般会計に属する職員 3,652人→3,602人 ・教育委員会の事務部局の職員 302人→352人 施行日：令和6年4月1日									
	27	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 ①国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴う引用する条項の整理 ②その他規定の整理 施行日：①令和6年4月1日 ②公布の日									
	28	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 原子力災害に対処するため、及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律等の施行に伴い、職員の特殊勤務手当について所要の改正 ①職員が原子力緊急事態宣言があった場合において次に掲げる作業に従事したときの特殊勤務手当を新設 <table border="1" data-bbox="470 1350 1461 1615"> <thead> <tr> <th>手当名</th> <th>支給対象となる作業</th> <th>手当額(日額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原子力災害応急作業従事手当</td> <td>ア 特定原子力事業所敷地内作業(人事委員会規則で定める原子炉建屋内の作業)</td> <td>(上限)40,000円</td> </tr> <tr> <td>イ 特定原子力事業所敷地内作業(アを除く。)</td> <td>(上限)20,000円</td> </tr> <tr> <td>ウ 特定原子力事業所に係る原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会規則で定める区域の作業(ア及びイを除く。)</td> <td>(上限)10,000円 (心身に著しい負担を与える作業に従事した場合は加算あり。)</td> </tr> </tbody> </table> ②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律等の施行に伴う規定の整理 施行日：①公布の日 ②令和6年4月1日	手当名	支給対象となる作業	手当額(日額)	原子力災害応急作業従事手当	ア 特定原子力事業所敷地内作業(人事委員会規則で定める原子炉建屋内の作業)	(上限)40,000円	イ 特定原子力事業所敷地内作業(アを除く。)	(上限)20,000円	ウ 特定原子力事業所に係る原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会規則で定める区域の作業(ア及びイを除く。)
手当名	支給対象となる作業	手当額(日額)									
原子力災害応急作業従事手当	ア 特定原子力事業所敷地内作業(人事委員会規則で定める原子炉建屋内の作業)	(上限)40,000円									
	イ 特定原子力事業所敷地内作業(アを除く。)	(上限)20,000円									
	ウ 特定原子力事業所に係る原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会規則で定める区域の作業(ア及びイを除く。)	(上限)10,000円 (心身に著しい負担を与える作業に従事した場合は加算あり。)									
29	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う規定の整理 施行日：令和6年4月1日										

区 分	議 案 名																									
	議案No.																									
条例案 つづき	30	<p>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 職員を派遣することができる公益的法人等に地方税共同機構を追加</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和6年4月1日</p>																								
	31	<p>島根県手数料条例の一部を改正する条例 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行等に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正</p> <p>①消防法関係手数料 危険物取扱者試験、危険物の取扱作業の保安に関する講習及び消防設備士試験に係る手数料の額の改定</p> <p>②脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行等に伴う規定の整理</p> <p style="text-align: right;">施行日：①令和6年5月1日 ②令和6年4月1日</p>																								
	32	<p>県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 原子力災害に対処するため、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員が原子力緊急事態宣言があった場合において次に掲げる作業に従事したときの特殊勤務手当を新設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">手当名</th> <th style="width: 50%;">支給対象となる作業</th> <th style="width: 30%;">手当額（日額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力災害応急作業従事手当</td> <td>特定原子力事業所に係る原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域等を考慮して教育委員会規則で定める区域の作業</td> <td>（上限）10,000円 （心身に著しい負担を与える作業に従事した場合は加算あり。）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">施行日：公布の日</p>	手当名	支給対象となる作業	手当額（日額）	原子力災害応急作業従事手当	特定原子力事業所に係る原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域等を考慮して教育委員会規則で定める区域の作業	（上限）10,000円 （心身に著しい負担を与える作業に従事した場合は加算あり。）																		
	手当名	支給対象となる作業	手当額（日額）																							
	原子力災害応急作業従事手当	特定原子力事業所に係る原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域等を考慮して教育委員会規則で定める区域の作業	（上限）10,000円 （心身に著しい負担を与える作業に従事した場合は加算あり。）																							
33	<p>県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例 児童数及び生徒数の変動等に伴う職員定数の改正</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高等学校</td> <td>教育職員</td> <td>1,595人</td> <td>1,607人</td> </tr> <tr> <td>事務職員等</td> <td>185人</td> <td>185人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別支援学校</td> <td>教育職員</td> <td>962人</td> <td>1,000人</td> </tr> <tr> <td>事務職員等</td> <td>80人</td> <td>80人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小学校・中学校・義務教育学校</td> <td>教育職員</td> <td>5,065人</td> <td>5,038人</td> </tr> <tr> <td>事務職員等</td> <td>355人</td> <td>351人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">施行日：令和6年4月1日</p>	区 分		改正前	改正後	高等学校	教育職員	1,595人	1,607人	事務職員等	185人	185人	特別支援学校	教育職員	962人	1,000人	事務職員等	80人	80人	小学校・中学校・義務教育学校	教育職員	5,065人	5,038人	事務職員等	355人	351人
区 分		改正前	改正後																							
高等学校	教育職員	1,595人	1,607人																							
	事務職員等	185人	185人																							
特別支援学校	教育職員	962人	1,000人																							
	事務職員等	80人	80人																							
小学校・中学校・義務教育学校	教育職員	5,065人	5,038人																							
	事務職員等	355人	351人																							
34	<p>島根県公立学校情報機器整備事業基金条例 県又は市町村が行う初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に要する経費に充てるための基金を設置</p> <p style="text-align: right;">施行日：公布の日</p>																									

区 分	議 案 名										
	議案No.										
条例案 つづき	35	<p>地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 社会情勢の変動等に伴い、地方警察職員の特殊勤務手当について所要の改正 ①犯罪鑑識手当の支給要件からステレオカメラ図化作業を削除 ②死体取扱手当の額の改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>解剖の補助作業又は立会いの作業に従事したとき。</td> <td>1体 2,500円（腐敗が進行した死体又は損傷が著しい死体の取扱作業にあっては、3,200円）</td> <td>1体 3,200円</td> </tr> <tr> <td>検視官が検視、検証又は実況見分のための死体取扱作業に従事したとき。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>③正規の勤務時間以外の時間において、特別の事情の下で行われる作業に従事した場合に加算される手当の対象に、死体取扱手当を追加</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和6年4月1日</p>	区分	改正前	改正後	解剖の補助作業又は立会いの作業に従事したとき。	1体 2,500円（腐敗が進行した死体又は損傷が著しい死体の取扱作業にあっては、3,200円）	1体 3,200円	検視官が検視、検証又は実況見分のための死体取扱作業に従事したとき。		
	区分	改正前	改正後								
	解剖の補助作業又は立会いの作業に従事したとき。	1体 2,500円（腐敗が進行した死体又は損傷が著しい死体の取扱作業にあっては、3,200円）	1体 3,200円								
検視官が検視、検証又は実況見分のための死体取扱作業に従事したとき。											
36	<p>警察に関する手数料条例の一部を改正する条例 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>改正内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料</td> <td>・猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る手数料の額の改定</td> </tr> <tr> <td>②警備業法関係手数料</td> <td>・警備業の認定証の再交付及び書換えに係る手数料の廃止 ・その他規定の整理</td> </tr> <tr> <td>③自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係手数料</td> <td>・自動車運転代行業の認定証の再交付及び書換えに係る手数料の廃止</td> </tr> <tr> <td>④探偵業の業務の適正化に関する法律関係手数料</td> <td>・探偵業届出証明書の交付及び再交付に係る手数料の廃止</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">施行日：令和6年4月1日</p>	対象	改正内容	①銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料	・猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る手数料の額の改定	②警備業法関係手数料	・警備業の認定証の再交付及び書換えに係る手数料の廃止 ・その他規定の整理	③自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係手数料	・自動車運転代行業の認定証の再交付及び書換えに係る手数料の廃止	④探偵業の業務の適正化に関する法律関係手数料	・探偵業届出証明書の交付及び再交付に係る手数料の廃止
対象	改正内容										
①銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料	・猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る手数料の額の改定										
②警備業法関係手数料	・警備業の認定証の再交付及び書換えに係る手数料の廃止 ・その他規定の整理										
③自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係手数料	・自動車運転代行業の認定証の再交付及び書換えに係る手数料の廃止										
④探偵業の業務の適正化に関する法律関係手数料	・探偵業届出証明書の交付及び再交付に係る手数料の廃止										
37	<p>島根県暴力団排除条例の一部を改正する条例 暴力団が社会情勢に応じて犯罪や資金獲得活動を変化させている現状に鑑み、暴力団排除の取組を強化するための所要の改正 ①青少年の健全な育成を図るための措置の新設等 ・暴力団員が暴力団事務所に青少年を立ち入らせることの禁止 ・都市公園の周囲200メートルの区域内における暴力団事務所の開設及び運営の禁止 ・都市計画法に規定する用途地域（工業専用地域を除く。）における暴力団事務所の開設及び運営の禁止 ②暴力団の排除を特に推進する地域を暴力団排除特別強化地域とし、その区域、当該地域における禁止行為等について規定 ③義務違反者に対する立入検査、中止命令、罰則等について規定</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和6年7月1日</p>										

区 分		議 案 名	
		議案No.	
条例案 つづき	38	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例 個人番号の利用範囲について所要の改正 ①個人番号を利用することができる事務にB型ウイルス性肝炎、C型ウイルス性肝炎等の肝疾患の患者に対する医療費の助成に関する事務を追加 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理 施行日：①規則で定める日 ②法施行日又は条例公布日のいずれか遅い日	
	39	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 関係法令の改正等に伴う所要の改正 ①建築基準法に基づく既存不適格建築物に対する制限の緩和に関する申請の受理の事務について都市計画区域を有する市町（特定行政庁である松江市及び出雲市を除く。）に権限移譲 ②建築副主事に係る規定の整備 ③その他規定の整理 施行日：令和6年4月1日	
	40	住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 住民基本台帳ネットワークシステムを使用した本人確認情報等の提供及び利用に係る事務について所要の改正 ①本人確認情報の県内の市町村の執行機関への提供について規定 ②附票本人確認情報の利用について規定 ③本人確認情報等を利用することができる事務にB型ウイルス性肝炎、C型ウイルス性肝炎等の肝疾患の患者に対する医療費の助成に関する事務を追加 ④島根県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正 ⑤引用する条項の整理 施行日：①令和6年4月1日 ②及び④政令で定める日又は条例公布日のいずれか遅い日 ③行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の施行日 ⑤法施行日又は条例公布日のいずれか遅い日	
	41	島根県港湾施設条例の一部を改正する条例 浜田港の移動式荷役機械を変更することに伴う港湾施設の使用料の新設 施行日：規則で定める日	

区 分	議 案 名	
	議案No.	
条例案 つづき	4 2	<p>島根県立都市公園条例の一部を改正する条例 県立浜山公園野球場の照明設備の改修に伴い、照明設備の利用料金に係る基準額について 所要の改正</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和6年4月1日</p>
	4 3	<p>島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の 一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令等の施行に伴う 所要の改正</p> <p>①既存不適格建築物に関する制限の適用除外の認定に係る手数料の新設 ②建築副主事に係る規定の整備</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和6年4月1日</p>
	4 4	<p>島根県企業局職員定数条例の一部を改正する条例 安来市切川地区工業用地の造成に向けた調査等を進めるための職員定数の改正 ・職員定数 89人→96人</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和6年4月1日</p>
	4 5	<p>島根県病院及び診療所の人員、施設等に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例 医療法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う病院の人員の基準についての規定の整 理</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和6年4月1日</p>
	4 6	<p>島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 島根県後期高齢者医療財政安定化基金の拠出金の額を算出するための割合を変更するた めの所要の改正</p> <p>・後期高齢者医療広域連合から徴収する拠出金の額を算出するための割合の改正 10万分の38→零</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和6年4月1日</p>
	4 7	<p>島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める 条例を廃止する条例 健康保険法等の一部を改正する法律に規定する経過措置期間の満了による介護療養型医 療施設の廃止に伴う条例の廃止</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和6年4月1日</p>
	4 8	<p>島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関 する内閣府令等の施行に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準について所要の 改正</p> <p>①里親支援センターの設備及び運営に関する基準について規定 ②自立支援計画の策定時における入所者の意見聴取等について規定 ③乳児院等と里親支援センターとの連携について規定 ④その他規定の整理</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和6年4月1日</p>

区 分	議 案 名					
	議案No.					
条例案 つづき	4 9	<p>島根県女性相談センター条例の一部を改正する条例 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、女性相談センターの設置目的等について所要の改正</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和6年4月1日</p>				
	5 0	<p>島根県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行により、売春防止法に基づく婦人保護施設が困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく女性自立支援施設となることに伴う所要の改正</p> <p>①題名の改正</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">改正前</th> <th style="text-align: center;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">島根県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</td> <td style="text-align: center;">島根県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</td> </tr> </tbody> </table> <p>②設備及び運営に関する基準の改正</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和6年4月1日</p>	改正前	改正後	島根県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	島根県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
	改正前	改正後				
	島根県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	島根県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例				
	5 1	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例の一部を改正する条例 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正</p> <p>①条例の題名を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第2項の規定に基づく報告に関する条例」に改正 ②引用する条項の整理</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和6年4月1日</p>				
	5 2	<p>島根県病院局職員定数条例の一部を改正する条例 医療の質の向上及び医療従事者の安定的確保を図るための職員定数の改正 ・職員定数 1,145人→1,248人</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和6年4月1日</p>				
5 3	<p>県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例 農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、特別徴収金の徴収について所要の改正</p> <p style="text-align: right;">施行日：公布の日</p>					
5 4	<p>島根県漁港管理条例及び漁港管理会設置条例の一部を改正する条例 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行等に伴う所要の改正</p> <p>①土砂採取料又は占用料の徴収対象者に漁港施設等活用事業の実施に関する計画の認定を受けた者を追加 ②増殖及び養殖用施設、蓄養施設又は直売所の設置に係る占用料の新設 ③その他規定の整備</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和6年4月1日</p>					

区 分	議 案 名	
	議案No.	
一 般 事件案 (6件)	55	包括外部監査契約の締結について 令和6年度における包括外部監査に係る外部監査人との契約 ・契約金額：12,414,000円を上限 ・契約の相手方：中井 洋輔（弁護士）
	56	宍道湖流域下水道の維持管理に要する費用の市負担について 下水道法の規定に基づく宍道湖流域下水道の維持管理に係る市負担額の決定 東部処理区 ・負担市：松江市、安来市 ・負担期間：令和6年度 ・負担額：資本費の金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額 ・単価：資本費 107,877,000円 西部処理区 ・負担市：松江市、出雲市 ・負担期間：令和6年度 ・負担額：資本費の金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額 ・単価：資本費 77,242,000円
	57	権利の放棄について 県立病院の診療費に係る債権の放棄 ・債務者：個人 ・放棄する権利の内容：平成22年1月12日に発生した診療費一部負担金1件833,084円、 同年2月1日に発生した診療費一部負担金2件401,004円の請求権
	58	権利の放棄について 島根県中小企業高度化資金の貸付金に係る債権の請求権の放棄 ・債務者：株式会社セラミカ ・放棄する権利の内容：島根県と株式会社セラミカとの平成9年3月18日付け金銭消費貸 借契約証書に基づく貸付金の未償還額23,420,781円及びこれに係る附帯債務の請求権
	59	財産の取得について 斐伊川放水路関連用地 取得の理由：島根県土地開発公社が先行取得した斐伊川放水路事業残土処理用地の買戻し 所在地：出雲市上塩冶町 地内 面積：237,093.11㎡ 取得の方法：買収（随意契約） 取得金額：402,538,552円 取得の相手方：島根県土地開発公社
	60	訴えの提起について 島根県企業立地促進助成金返還請求事件 ・平成31年3月に立地認定した法人が、島根県大田市に設立した拠点を閉鎖したことか ら、令和3年2月に交付した助成金650万円の返還を求めたものの、返還の意思がない ことから、助成金の全額返還及び延滞金の支払いを求めるもの

区 分	議 案 名												
	議案No.												
報 告 (3件)	報告 1	専決処分事件の報告について（権利の放棄） 55件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立病院の診療費に係る債権の放棄 放棄額：856,022円 ・ 母子父子寡婦福祉資金の貸付金に係る債権の放棄 債務者：個人 放棄する権利の内容：平成6年4月1日締結の金銭消費貸借契約に基づく貸付金の未償還額56,400円及びこれに係る附帯債務の請求権 ・ 母子父子寡婦福祉資金の貸付金に係る債権の放棄 債務者：個人外1名 放棄する権利の内容：平成24年5月21日締結の金銭消費貸借契約に基づく貸付金の未償還額241,200円及びこれに係る附帯債務の請求権 ・ 母子父子寡婦福祉資金の貸付金に係る債権の放棄 債務者：個人外1名 放棄する権利の内容：平成24年2月12日締結の金銭消費貸借契約に基づく貸付金の未償還額55,500円及びこれに係る附帯債務の請求権 ・ 母子父子寡婦福祉資金の貸付金に係る債権の放棄 債務者：個人 放棄する権利の内容：昭和63年5月1日締結の金銭消費貸借契約に基づく貸付金の未償還額233,331円及びこれに係る附帯債務の請求権 											
	報告 2	専決処分事件の報告について（変更契約の締結） 2件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 島根県営住宅（浜田市浜田中央団地）建設（第2期建築）工事 814,214,790円（3,155,200円増額） ・ 出雲警察署庁舎新築（建築）工事 1,641,783,000円（18,995,900円増額） 											
	報告 3	専決処分事件の報告について（損害賠償） 13件 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">・ 交通事故</td> <td style="width: 10%;">11件</td> <td style="width: 20%;">賠償額合計</td> <td style="width: 30%;">1,656,271円</td> </tr> <tr> <td>・ 落石事故等</td> <td>1件</td> <td>賠償額合計</td> <td>80,438円</td> </tr> <tr> <td>・ その他</td> <td>1件</td> <td>賠償額合計</td> <td>4,635,071円</td> </tr> </table>	・ 交通事故	11件	賠償額合計	1,656,271円	・ 落石事故等	1件	賠償額合計	80,438円	・ その他	1件	賠償額合計
・ 交通事故	11件	賠償額合計	1,656,271円										
・ 落石事故等	1件	賠償額合計	80,438円										
・ その他	1件	賠償額合計	4,635,071円										